

第1回陸前高田都市計画

高田地区被災市街地復興土地区画整理審議会議事録

- 1 日 時 平成26年7月7日(月)
午後1時30分 開会
午後2時15分 閉会
- 2 場 所 陸前高田市役所4号棟3階第6会議室
- 3 議 案 (1) 会長及び会長代理の選出
会長に南 正昭委員が選出された
会長代理に中村 勉委員が選出された
(2) 評価員の選任について(諮問第1号)
原案どおり同意された
- 4 出席委員(18人)
会 長 南 正昭 会長代理 中村 勉 委 員 磐井 正篤
委 員 及川 貞雄 委 員 及川 満伸 委 員 菅野 幾夫
委 員 菅野 菊子 委 員 菅野 秀一郎 委 員 黄川田敏朗
委 員 小谷 隆一 委 員 坂井 一晃 委 員 菅原 瑞秋
委 員 高橋 勝洋 委 員 戸羽 幸輝 委 員 村上 義興
委 員 伊藤 英 委 員 藤田 治彦 委 員 渡邊 健治
- 5 説明のため出席した者
都市整備局長 山田 壮史 市街地整備課主幹 伊賀 浩人
市街地整備課区画整理係長 高橋 宏紀
- 6 職務のために出席した職員
市 長 戸羽 太 市街地整備課主幹 藤原 正行
都市計画課長 阿部 勝 市街地整備課主査 横手 謙蔵

市街地整備課技師 鎌田 吉隆

UR都市機構職員

陸前高田復興支援事務所長 桑島 義也

市街地整備課長 犬童 伸広 基盤工事課長 土山 三智晴

市街地整備課主幹 規井 昭彦 市街地整備課主幹 伊勢田 健詞

市街地整備課主幹 四反田 貢

7 審議会の概要

午後1時30分 開議

1 開 会

○事務局（伊賀主幹）

定刻となりましたので、只今から第1回陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地地区画整理審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、市街地整備課の伊賀と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。しばらくの間進行役を務めさせていただきます。

この後の議事に入る前に委員の皆様へお願ひがございます。審議会の記録を作成するために、録音と写真撮影行いますのでご理解をお願いいたします。

また、傍聴に関してですが、本日は非公開とするべき事項がないことから招集者の判断で会議は、公開ということとし傍聴証を交付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○事務局（伊賀主幹）

傍聴人は、傍聴カードに記載された注意事項を留意してください。

○事務局（伊賀主幹）

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

はじめに、陸前高田市市長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（市長）

委員の皆様方には、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。第1回の土地地区画整理審議会の開催にあたりまして、一言皆様方にご挨拶申し上げます。まず、皆様

方には任命書を交付させていただきました。選挙により選出された委員の皆様、学識経験の委員の皆様ありがとうございます。

東日本大震災から既に3年と4ヶ月が経ち、街を見わたしますと特に高台移転、防災集団移転促進事業につきましては、順調に進ませてもらっていると思います。小友町或いは、長部地区あたりを中心に11か所の団地が出来上がっております。残りの箇所につきましてもほぼ今年度、2か所だけは来年度の完成の予定で進んでいます。また災害公営住宅につきましても、今高田小学校下の下和野の団地につきましては、10月1日の入居ということで募集をかけさせていただきます。

残りは、いよいよ土地区画整理事業になりますが、大変大規模な事業でございますが時間も要していますが、ベルトコンベアも動き始めまして、先行でかさ上げができるようになっていただいておりますが、この区画整理事業が本格的に始まるということになります。

皆様は、地権者の代表或いは学識経験者でございますし、どうかより良い事業になりますように知恵を絞っていただきたいと思っておりますし、また委員の皆様の大事な役割として、施行者と地権者の間に入って調整をしていただきたいと思っております。

被災者の皆様には、1日も早くという思いがあると同時に、一方で安心して安全な所に住みたい。そしてもちろん未来に向けて、子供たちが、ふるさと陸前高田で生活をしっかり出来る、そういう基盤を求めていると思っております。

大変重要な1年間になると思っておりますが、まずはこの1年間しっかりとがんばっていただくことによって、仮換地指定までこぎつけられるようにご協力賜りますよう心からお願い申し上げます、そして委員を務めていただきましたことに感謝を申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（伊賀主幹）

続きまして、本日の出席者を紹介させていただきます。

まず初めに審議会委員の方々をご紹介申し上げます。当審議会につきましては、陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業施行条例第11条に基づきまして、定数20名となっておりますが、1名欠員で19名となっております。その内学識経験委員は3名となっております。

初めに選挙により選出されました委員16名の皆様を五十音順にご紹介させていただきます。

○事務局（伊賀主幹）

まず、宅地に所有者の委員からご紹介します。阿部勝也委員でございますが、本日は都合により欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

磐井正篤委員でございます。

○磐井正篤委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

及川貞雄委員でございます。

○及川貞雄委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

及川満伸委員でございます。

○及川満伸委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

菅野幾夫委員でございます。

○菅野幾夫委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

菅野菊子委員でございます。

○菅野菊子委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

菅野秀一郎委員でございます。

○菅野秀一郎委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

黄川田敏朗委員でございます。

○黄川田敏朗委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

小谷隆一委員でございます。

○小谷隆一委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

坂井一晃委員でございます。

○坂井一晃委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

菅原瑞秋委員でございます。

○菅原瑞秋委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

高橋勝洋委員でございます。

○高橋勝洋委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

戸羽幸輝委員でございます。

○戸羽幸輝委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

中村勉委員でございます。

○中村勉委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

村上義興委員でございます

○村上義興委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

続きまして、借地権者から選出されました伊藤英委員でございます。

○伊藤英委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

続きまして、施行者が審議会の学識経験委員として選任させていただきました3名をご紹介します。

初めに岩手県弁護士会所属の弁護士で、藤田法律事務所の藤田治彦委員でございます。

○藤田治彦委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

次に岩手大学工学部の教授であり、岩手大学地域防災研究センターのセンター長であります南正昭委員でございます。南委員につきましては、宮古市の土地区画整理審議会委員も務められておられます。

○南正昭委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

次に一般財団法人岩手県建築住宅センターの常務理事であり、前岩手県県土整備部都

市計画課総括課長であります渡邊健治委員でございます。

○渡邊健治委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

続きまして、本日出席しております、陸前高田市市長以外の職員をご紹介します。
まず、都市整備局長の山田でございます。

○事務局（山田局長）

山田でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

市街地整備課主幹の藤原でございます。

○事務局（藤原主幹）

藤原でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

都市計画課長の阿部でございます。

○事務局（阿部課長）

阿部でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（伊賀主幹）

その他担当職員が出席しております。

○事務局（伊賀主幹）

続きまして、事業を委託している独立行政法人UR都市再生機構の職員をご紹介します。
初めに陸前高田復興支援事務所の桑島所長でございます。

○事務局（桑島所長）

ご紹介いただきました、UR都市機構陸前高田復興支援事務所長の桑島でございます。
一言ご挨拶させていただきます。

私どもURでは、陸前高田市さんとの間で、平成24年3月に復興まちづくり推進に向けた覚書と、協力協定書を締結し、陸前高田市の復興まちづくり事業を市と協力して推進することとしております。

URではこれまで多くの区画整理事業を施行してまいりましたが、その経験とノウハウを最大限に発揮し、本土地区画整理事業の事業受託者として、できる限りのことを行っている所存でございますので、よろしくお願いたします。

○事務局（伊賀主幹）

続きまして、犬童市街地整備課長でございます。

○事務局（犬童課長）

犬童でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（伊賀主幹）

土山基盤工事課長でございます。

○事務局（土山課長）

土山でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（伊賀主幹）

その他担当職員が出席させていただいております。

○事務局（伊賀主幹）

委員の皆様にはたいへん恐縮でございますが、市長にはこの後公務の関係上、ここで退席させていただきます。よろしくお願申し上げます。

（市長退席）

○事務局（伊賀主幹）

報道機関の関係者にお伝えします。これからは議事に入りますので、カメラの撮影は、ご遠慮願います。

○事務局（伊賀主幹）

それでは、議事に入ります前に、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

最初に議事次第でございます。次に座席表と審議会委員名簿が両面に印刷されているペーパーが1枚あります。次に諮問第1号でございます。次に配布資料一覧でございます。それと青いファイルですが、関係法令を閉じ込みしております。

それでは、これより議事に入りたいと存じます。

会議の進行につきましては、通常、審議会の会長が総理することとされておりますが、会長がまだ決定しておりませんので、それまでの間、仮議長を選出したいと存じます。

仮議長には、議事次第の議案第1号の会長の選出まで議事進行をお願いすることになります。

仮議長の選出にあたりまして、事務局より提案がございます。

仮議長には、行政経験が豊富であります学識経験委員の渡邊健治委員を推薦したいと存じますが、如何でしょうか。

(異議なしの声あり)

○事務局（伊賀主幹）

異議がないようでございますので、仮議長を渡邊委員にお願いしたいと存じます。

それでは、渡邊委員には仮議長席にお移りいただき、議事の進行をお願いいたします。

○仮議長（渡邊委員）

ただ今紹介がありました渡邊でございます。会長が決まるまでの間、仮の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、只今から、第1回高田地区被災市街地復興土地区画整理審議会の審議に入ります。

まず、審議に入ります前に事務局より、本日の会議の成立について報告してください。

○事務局（伊賀主幹）

会議の成立は、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要とされております。

本日は本審議会の委員19名のうち18名のご出席をいただいております。よって、本審議会が成立しておりますことを報告いたします。

○仮議長（渡邊委員）

はい。それでは、議事次第に従いまして報告事項から入ります。(1)「事業の概要・経過について」、及び(2)「審議会の運営について」の説明をお願いします。

○事務局（山田局長）

都市整備局長の山田でございます。こちら側の委員には、後ろからの説明になりまして恐縮ですが、私の方から10分弱概要・経過含めた説明を申し上げたいと思います。資料一覧綴りの2頁の資料2をお開き願います。

土地区画整理事業の概要・経過につきましてご説明します。1の事業の概要でございますが、(1)事業の目的は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた高田地区において、都市基盤施設及び市街地の整備を行うことによって、住宅等の都市機能の受皿と

なる基盤を再生し、被災者の生活再建を図るとともに、安全・安心・快適な街づくりを進めることにより震災からの早期復興を図ることを目的としております。

(2) 事業計画の概要であります、事業認可を受けました地区面積は189.8ha、平均減歩率が36.30%、計画人口は約4,300人、事業施行期間は平成24～30年度、総事業費は約651.8億円でございます。

ここで、平均減歩率でございますが、ここでは宅地と農地と山林を合わせた区画整理前の総面積と区画整理後の総面積との比較でございます、用語上平均減歩率と言っておりますけれども、その内容は、個々の宅地の平均ではございませんで、総面積での減歩率ということでございます。

本区画整理事業では、一部山林を開発して宅地となるという部分がございますので、通常の区画整理事業に比べて平均減歩率が高くなっている訳でございます。

(3) 地権者数でございますが、事業認可時点では土地所有者1,581人、借地権者3人となっております。

2の経過報告でございますが、ポイントだけ申し上げます。上から3段目の平成24年9月でございますが、先行地区でございます高台2と高田3、2というのは一中の北側、3は本丸公園の北側になりますが、先行地区の事業認可を受けてスタートしております。そして下から4段目、平成26年2月に全体地区の事業認可を県知事から得たということでございます。下から2段目、本年6月でございますが、中心市街地における津波防災拠点事業の認可を受けております。こちらは、買収で事業を進める事業が、この中心市街地については同意されたという状況でございます。

この間、手続きの節目におきましては、市民の皆様を対象とした説明会を開催しましたとともに地権者の皆様には、説明会の資料あるいは、復興ニュースをお送りさせていただきました、事業内容の周知を行ってきたということです。

次に3頁をお開きください。A3版の図面でございます。中央部分が高田地区の土地区画整理事業区域、それぞれ赤線で囲まれている部分でございますが、高台は、先ほど触れました一中北の高台2から時計まわりに、高台7まで6地区でございます。それから元の市街地については、新しいJR大船渡線の赤いライン、図面中央を東西にございますけれども、新JR大船渡線から北側をかさ上げる区域としてございますし、新旧の大船渡線で挟まれた三日月型の区域は、かさ上げをしない平地部となっております。

続きまして4頁の資料3をお開きください。土地区画整理審議会の役割でございますが、まず審議会の主な権限につきましては、土地区画整理法の第56条第3項において、審議会は、換地計画、仮換地の指定等に関する事項においてこの法律に定める権限を行う。と規定されております。

次に役割でございますが、市長の諮問により意見を述べ、若しくは同意することです。

(1) 同意を求める事項、次頁で説明しますが、(2) 意見を聴く事項の2つに分かれております。(1) 同意を求める事項につきましては、評価員、宅地地積の適正化、借

地地積の適正化等がございまして、評価員につきましては、本日諮問事項としてご提案していますので後程ご説明いたします。

次の5頁をお開きください。(2)意見を聴く事項といたしましては、換地計画に関する関係権利者の同意、縦覧及び意見書の処理、2段目換地計画の変更、仮換地の指定などでございます。次に委員の任期は5年間でございます。委員の身分は、非常勤特別職の公務員となりますので、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということです。なお本審議会の今後の開催予定につきましては、後程6の説明の部分で説明いたしますが、なにぶん専門的な用語、或いはしくみでございまして、審議会の審議とは別に委員の皆様への説明の機会というのを設けていきたいと考えています。

次に6頁の資料4をお開きください。審議会規則ですが、ポイントのみ説明させていただきます。23頁の資料9の土地区画整理法の抜粋もありますので、合わせて適宜ご参照ください。6頁の第2条は会長代理でございまして、会長につきましては法律で定めておりまして、こちらの規則で会長の職務代理者として会長代理1名を置くということにしております。第4条は定足数に関する措置であります。法律で会議は委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないものとされておりまして、規則では、開会時刻後において定足数に達しない場合は、延会とするようにしております。第5条は会議における発言であります。会議における発言は会長の許可を受けなければならないということになっております。第7条は採決であります。議案の採決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによっております。採決の方法は、原則として挙手によるものとしておりますが、議事によりましては、会長の意見の中で適時採決方法を選択していただければと思います。

7頁を開いて下さい。第8条は会議の公開でございまして、会議は公開しますが、権利者の個人情報や相互の利害に係る場合は、非公開ということになります。第9条は議事録でございまして、第3項で議事録には、会長及び会長が指名する委員2名が署名するとしております。

次に8頁の資料5をお開きください。こちらには傍聴内規を掲げていますが、ポイントのみ説明させていただきます。第2条は傍聴手続きでございまして、傍聴の受付開始は、審議会の開会時刻の30分前から受付、傍聴証の交付を受けます。第6条は傍聴人の守るべき事項ですが、第3号に写真撮影、録画、録音等は出来ないということです。

次の9頁ですが、傍聴申出書と傍聴証の様式です。以上で私からの説明は終わります。

○仮議長（渡邊委員）

ただ今の説明について、ご質問等はございませんか。

(質問なし)

○仮議長（渡邊委員）

質問がないようですので、つづきまして、議案第1号会長及び会長代理の選出についての説明をお願いします。

○事務局（山田局長）

議案第1号会長及び会長代理の選出についてをご説明します。資料は特段ございません。会長につきましては、土地区画整理法第61条第2項により、会長代理につきましては、審議会規則第2条第2項の規定によりまして、それぞれ委員の互選により定めるものとされております。委員の皆様におきまして会長1名、会長代理1名を互選いただきますようお願いいたします。

○仮議長（渡邊委員）

ただ今、事務局から説明のありました会長及び会長代理の選出についての委員の皆様は互選の方法について、ご意見がございましたら、挙手の上、指名されてから発言をお願いします。

○黄川田俊朗委員

指名推薦で選出という方法で行ったらいかがでしょうか。

○仮議長（渡邊委員）

ただ今、会長及び会長代理の選出は、指名推薦で行いたいとの意見がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

（指名推薦で異議なし）の声あり

○仮議長（渡邊委員）

それでは、会長及び会長代理の選出は、指名推薦の方法で決めたいと思います。まず会長の選出からはじめます。

どなたか会長を指名推薦してください。

○磐井正篤委員

私は、南正昭委員を会長に推薦したいと思います。

○仮議長（渡邊委員）

磐井正篤委員より、南正昭委員を会長に推薦する発言がありましたが、その他推薦はいかが

でしょうか。

(なし) の声あり

○仮議長（渡邊委員）

他に推薦が無いようですので、会長を南正昭委員にお願いすることになりました。これをもちまして、仮議長としての私の役目は終わりました。委員の皆様には議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。

○事務局（伊賀主幹）

どうもありがとうございました。恐れ入りますが、会長はお席の移動をお願いいたします。

○事務局（伊賀主幹）

それでは、南正昭委員に会長就任のご挨拶をお願いいたします。

○会長（南会長）

座ったままで失礼します。岩手大学の南と申します。このたび会長に選出していただきまして、重責を感じております。議事進行につきましては、なにとぞご協力をお願いします。震災から3年4ヶ月経ちましたが、ようやくこの審議会が立ち上げられるところまでできました。皆さんこれまで大変な苦悩に立ち向かわれてきたと思います。通常ならば区画整理事業は準備を含めて10年、20年かけて行うところですが、震災復興ということで短い時間の中で調整をしていく、何とか先につなげていくことだと思います。是非、皆様からご意見をうかがいながら、進めていくことができればと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（伊賀主幹）

どうもありがとうございました。

それでは議事の進行をよろしくをお願いいたします。

○会長（南会長）

続きまして、会長代理の選出をいたします。会長代理にどなたかの推薦をお願いいたします。

○菅野秀一郎委員

私は、中村勉委員を会長代理に推薦したいと思います。

○会長（南会長）

ただ今、中村勉委員を会長代理に推薦する発言がありましたが、よろしいでしょうか。

(中村勉委員で賛成) の声あり

○会長（南会長）

中村勉委員を会長代理に推薦する発言がありましたが、委員の皆様の賛成をいただきましたので、当審議会の会長代理は、中村勉委員に決定しました。中村勉委員は、自席で会長代理就任のご挨拶をお願いします。

○会長代理（中村委員）

中村でございます。よろしくをお願いします。なかなか慣れない仕事ですけど、できるだけ会長を補佐しまして頑張っていこうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○会長（南会長）

それでは、議事を進めます。審議会規則第9条の規定に基づき、議事録署名委員2名を指名したいと思います。

指名の方法は、座席順 五十音順にいたします。本日の議事録署名委員は、磐井正篤委員、及川貞雄委員にお願いいたします。今後の審議会におきましては、座席順五十音順で指名させていただきます。なお、該当者が欠席の場合は、次の議席の方が行うこととし、欠席の方はその次の審議会での署名委員になります。

次に、議案第2号評価員の選任について諮問第1号を審議いたしますので、事務局に諮問書の内容及び説明をお願いします。

○事務局（山田局長）

それでは、都市整備局長からご説明申し上げます。皆様には、諮問第1号のA4サイズ2枚閉じですがご覧ください。

諮問第1号陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地地区画整理事業評価員の選任に関し同意を求めることについてご説明します。初めに評価員につきましてご説明しますので、2枚目をご覧ください。

1の評価員の法的位置付けですが、土地地区画整合法第65条第1項におきまして、市町村長は、市町村が法第3条第4項の規定により施行する土地地区画整理事業ごとに、土地又は建築物の評価について経験を有する者3人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。と規定され、その定数につきましては、高田地区におきましては、高田地区の条例におきまして、評価員の定数は、3人とする。と定められています。また、法第65条第2項において評価員は非常勤とすると規定されています。

2 の評価員の役割でございますが、土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、この法律の定めるところに従って行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業を言い、事業の施行に伴い、土地及び土地に存する権利の価額、建築物の評価を行う必要から、評価員に意見を聴くものです。

法的には、①清算金を定めようとする場合、②保留地を定めようとする場合、③減価補償金を交付しようとする場合となっております。具体的には、①土地評価基準の制定、②路線価指数の決定、③指数単価の決定、④所有権及び所有権以外の権利割合の決定でございます。

1 枚目に戻りたいと思います。今回評価員として選任しようとする3名は、陸前高田市総務部税務課長佐藤伯一氏、仙台国税局大船渡税務署総括国税調査官対馬亨氏、東日本不動産コンサルタント有限会社代表取締役細川卓氏でございますが、いずれも土地、建物の評価に携わる業務に携わられておまして、評価員として適任と考えられますことから、土地区画整理法第65条第1項によりまして本審議会の同意を求めらるるものでございます。以上でございます。

○会長（南会長）

ただ今の説明について、何かご質問等はございませんか。

（質問なし）

○会長（南会長）

特に意見もないようですので採決いたします。

諮問第1号 評価員の選任について原案通りでよろしいでしょうか。

（異議なし）の声あり

○会長（南会長）

ご異議がないようですので、本議案は原案どおり同意することの答申をいたします。

○会長（南会長）

次に、その他の説明事項に移ります。事務局は、換地意向確認について及び審議会のスケジュールについて説明して下さい。

○事務局（高橋係長）

市街地整備課で区画整理係長をしております高橋と申します。私からは換地意向確認について、審議会のスケジュールについてをご説明させていただきます。資料6、10頁をご覧ください。

い。換地意向確認についてでございます。高田地区被災市街地復興土地区画整理事業では、新たに高台造成地を確保するとともに従来の宅地は盛土してかさ上げをすることから、原位置での換地を基本とする通常の土地区画整理事業とは異なり、権利者の意向を反映して換地先を決定することが重要と考えています。

そのために、本格的な換地設計に取りかかるにあたりまして、換地意向確認を行います。換地設計といいますと所有または借地されている土地について造成後の宅地に割り付ける作業をいいます。

実施の期間につきましては、平成26年7月17日（木）から9月15日（月）までとしています。

実施の方法でございますが、事前予約による個別面談で換地先の説明、想定減歩率、住宅建築可能時期などを聞くとともに、必要に応じまして換地（仮）申出書を提出していただきます。

個別面談の会場でございますが、遠方の地権者も多いということで東京、一ノ関、北上、盛岡、仙台でも開催する予定でございます。まず7月17日から東京会場で個別面談意向確認を行うこととしております。陸前高田市の会場におきましては、竹駒でございますUR都市機構陸前高田復興支援事務所にて行う予定としてございます。

次に11頁をご覧ください。審議会のスケジュールについてでございます。本日、第1回目というところで、事業の概要、審議会の運営についてと評価員の選任についてをやらせていただいております。次回の審議会につきましては、平成26年の10月に予定しておりまして、換地意向確認の実施結果について、換地設計の基本方針について、換地設計の基準について等を主な課題と考えております。年内2回、3回と予定してまますけれど、今後の換地設計の進捗状況によりましては、審議内容や審議回数に変更になる場合がありますのでご了承をお願いします。以上でございます。

○会長（南会長）

ただ今の説明について、ご質問等はございませんか。

（質問なし）

○会長（南会長）

ご質問がなければ説明は以上とします。

以上を持ちまして、本日予定の議事事項は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様からご発言等がありますでしょうか。

（質問なし）

○会長（南会長）

なお、議事録につきましては、事務局でとりまとめした後、後日、私と議事録署名委

員2名で署名することとします。

それでは、本日の第1回陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理審議会を閉会いたします。ご協力有難うございました。